

石川県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業
伴走支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

石川県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業伴走支援業務委託

2. 業務の目的

本県では、高校の教育改革を進めるため、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、高校教育改革を先導する拠点(以下「改革先導拠点」という。)の創出に取り組むこととしている。本事業は、県及び改革先導拠点における改革を推進するための伴走支援を行うことを目的とする。

※各類型の改革先導拠点

類型1 アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援；県立小松工業高等学校

類型2 理数系人材育成支援；県立金沢桜丘高等学校

類型3 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保：奥能登未来創造センター（仮称）

3. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 全体統括・進捗管理業務

全体的な進捗管理、調整、及び成果の可視化を効果的に推進する。

- ・全体事業計画及び全体行程表の策定
- ・個別伴走事業の管理及び進捗調整
- ・課題管理及び解決策の提案
- ・事業全体の分析及び評価支援
- ・効果検証・分析及びデータ収集
- ・成果の共有、波及及び広報統括

(2) 拠点校個別伴走支援業務

改革先導拠点校ごとに学校現場に即した伴走支援（教育課程開発、実施支援、外部連携、効果検証等）を行う。

- ・学校密着型の個別伴走・運営支援
- ・拠点校独自のカリキュラム開発・実施
- ・指導方法等の整理及び情報発信
- ・外部連携先や専門家の調整等支援
- ・事業推進のためのアドバイザー配置や専門人材派遣

(3) その他業務

- ・ 高校教育改革推進のための全国の実施事例等の収集・提供
- ・ 本業務に係る定例打合せの調整・実施（オンライン含む）

5. 業務遂行体制等

(1) 全体統括・進捗管理（全体事業管理）

事業全体の進捗、課題、及び成果の管理と平準化（統括管理実務）を担当する。業務の実施にあたっては、業務を総括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 拠点校個別伴走支援（3 拠点・学校密着型体制）

改革先導拠点の伴走支援にあたっては、各改革先導拠点への伴走支援を行うための専任人員を配置すること。専門人員には、産業振興や学校魅力化、地域活性化等の分野におけるコンサルティング経験を有する者とする。なお、専門人員においては、業務責任者の横断的管理に従うものとする。

(3) 業務スケジュールの管理

受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し適宜進捗を報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

(4) その他

受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。委託者からの要請に応じて、関係者との会議や打ち合わせに必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

6. 再委託

(1) 受託者は、委託事業の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託を行う場合は、受託者は適切な再委託先を選定するよう努めるとともに、本契約により受託者が負うのと同等の義務を再委託先に課すものとする。

(2) 前項に基づき、受託者が再委託を行う場合は、当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて受託者の行為とみなし、乙に対して本契約上の責任を問うことができる。

7. 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

8. 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の教育を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 著作者人格権の行使

受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(5) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

9. 貸与資料

委託料が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

10. 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙 1 「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙 2 「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. その他

- (1)受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。
- (2)業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
- (3)受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託先」という。）ことを必要とするときは、当該業務に必要な専門性を有する適切な再委託先を選定するよう努めるとともに、本契約により受託者が負うのと同等の義務を再委託先に課すものとし、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (4)本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。